



# すばいす

消費生活情報紙

平成30年10月  
(2018年)

第120号

- 表紙 | サイクリングに最適な時期になりました
- 2,3頁 | 自転車事故多発！自転車は車両です！
- 4頁 | こんなハガキ届いていませんか？

30.8.10 夏休み子ども消費者教室の様子



## サイクリングに最適な時期になりました

10月になると、暑い夏に比べ過ごしやすい日が増えてきますね。スポーツの秋といわれるように、自転車で外出する機会も増えると思います。なかには新しく自転車を買う人もいるのではないのでしょうか。

自転車は身近な交通手段として多くの人に利用されていますが、本市では「安全に安心して自転車を利用しようよ条例」が施行され、自転車事故に備えた保険の加入が義務化されたのはご存知でしたか？

普段から自転車に乗っている人は、自転車の点検など万一の事故に備えていますか？

次ページからは、当センターに寄せられた自転車利用者からの相談内容に基づいた事例をご紹介します。

自転車に乗るとどんなことが起こるのか、想像しながらご覧ください。



### 自転車の交通事故件数(神奈川県と相模原市) 県内の数値は「かながわの交通事故(平成29年度統計)」より

区分\年別		H26	H27	H28	H29
発生件数	県内	6,916	6,166	5,888	6,546
	うち市内	875	874	802	860
死者数	県内	23	22	16	21
	うち市内	3	2	0	2
負傷者数	県内	6,801	6,067	5,784	6,405
	うち市内	876	874	793	859



消費生活に関わる安全・安心情報をお届け!  
相模原市消費生活メールマガジン

頻発している  
悪質商法  
の情報

製品事故や  
リコール  
情報

消費生活  
イベント  
情報

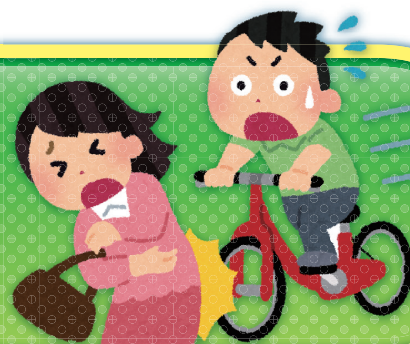
その他  
消費生活  
情報



パソコンや携帯電話のメールアドレスをご登録いただいた方に、悪質商法や製品事故などの消費生活に関する情報を、週1回程度、メールでお知らせします。

- QRコードから読み込んだアドレスへ空メール
- 届いた本登録用のメールから登録フォームにアクセス
- 必要事項(年代・性別・お住まいの地域を選択)を入力
- 登録ボタンを押す

# 自転車事故多発！ 自転車は車両です！



相模原市は平たんで自転車を利用する人が多い地域です。幼児から高齢者まで、手軽に使えて環境にもやさしい自転車ですが、道路交通法では「軽車両」とされていて自動車と同じ車両です。車道の左側を通行することや、例外的に歩道を通行する際も歩行者優先が義務づけられ、夜間の無灯火走行や飲酒運転などは禁止されています。自転車だから大きな事故にはならないという過信は禁物です。手軽に誰でも乗れる自転車は、誰でも事故を起こす可能性があるのです。

## 事例 1

流行りのロングスカートをはいて自転車に乗っていたら、後輪に裾が巻き込まれ、急停止したはずみに転倒してけがを負った。

雨がっぱの裾やハンドルに引っかけた傘、後部座席に乗せた子供の足などが、回転する車輪に挟まる事故も報告されています。十分気を付けましょう。

## 事例 2

スポーツタイプの自転車で走行中、小さな段差を越えたとたん前輪が外れ、前のめりに頭から落下し大けがを負った。

車輪がナットで締め付けられた一般的な自転車と異なり、スポーツタイプの自転車はレバーをゆるめることで車輪が着脱可能なくみになっているものがあります。ゆるみに気づかず走行すると、車輪が脱落することがあります。使い慣れているだけに取扱い説明書の確認を怠りがちですが、使用前に自転車の構造や使用上の注意を確認すること、乗車前に各部の点検も忘れずに行いましょう。

## 事例 3

雨の日に傘を差しながら自転車に乗っていて、交差点で出会い頭に歩行者と衝突し相手に大けがを負わせた。

スマートフォンを操作しながら、音楽を聴きながらなど、ながら運転による事故も後を絶ちません。また、雨がっぱのフードに視界がさえぎられて出会い頭に衝突する事故もあります。

加害事故で相手を死傷させた場合には刑事上の責任はもちろんのこと、巨額の損害賠償責任を負います。近年の事例では、小学生(11才)の男児が夜間に自転車で走行中に62才の女性と衝突し、女性が大けがを負った事故で、母親が監督義務を果たしていなかったとして9,521万円の賠償金の支払いを命じられています。

# 自転車に関する保険とマーク

自転車には以下のような保険とマークがあります。本市では自転車を利用する方に自転車損害賠償保険等に参加することが義務付けられています。新たに参加するか、現在加入している保険に付加できる場合もありますので、確認しましょう。

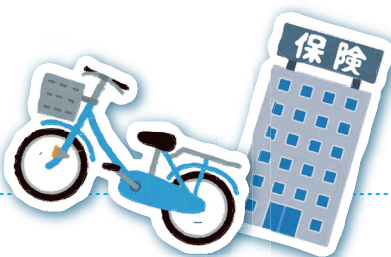
自転車のマークはそれぞれ表示の有効期限(賠償の有効期限)が異なります。

## 個人賠償責任保険

他人にけがをさせたり、他人のものを壊して損害賠償責任を負った場合に保障される保険。

## 傷害保険

自分がけがを負った場合に保障される保険。



## TSマーク

自転車安全整備店で購入または点検整備した自転車に貼付されるマーク。重篤事故の賠償保険等が付いている。自転車そのものにかかけられる。



## SGマーク

安全性の基準を満たして検査に合格した製品に貼付されるマーク。マークの付いた製品の欠陥による人身事故の場合、賠償制度がある。



## BAAマーク

安全性の基準を満たして検査に合格した自転車に貼付されるマーク。マークを付ける事業者にはPL保険への加入が義務付けられている。



事故は起こしても、巻き込まれてもつらいものです。自転車に乗る前に、ブレーキの利き具合や各部のチェックを行い、定期的に販売店や自転車整備店で点検整備を受けましょう。幼児・児童には乗車用ヘルメットをお忘れなく。万一のために保険に加入し、交通ルールを守って安全に安心して自転車に乗りましょう。



# こんなハガキが届いていませんか？

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ  
訴訟管理番号 (あ) 259

この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から債務不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知致しますとともに、訴訟取り下げ最終期日を経て裁判を開始させていただきます。  
また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押えを強制的に執行させていただきます。  
尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせ下さい。  
この度は、民事訴訟に関するご通達となりまして、個人情報の保護や守秘義務などが御座いますので、ご本人様からご連絡いただきます様お願い致します。

訴訟取り下げ最終期日 平成××年××月××日

取り下げ等のお問い合わせ相談窓口

△△-△△△△-△△△△

受付営業時間 (日、祝日は除く)

平日 9:00~20:00 / 土曜日 11:00~17:00

法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター  
〒000-0000 東京都千代田区霞ヶ関〇〇-〇〇

## 「脅し」

訴訟、裁判、強制などの言葉で脅しをかけて不安な気持ちにさせます。



## 「焦り」

最終期日をハガキ到着後2,3日以内とすることで、焦らせて判断能力を鈍らせます。

## 「信用」

法務省、裁判所など公的機関に似せた名称を使い信用させようとしています。

このようなハガキは**架空請求**です！**だまされてはいけません！！**  
対処方法は、**相手にしない(無視する)**ことです。  
少しでも不安や心配な気持ちになったら、消費生活総合センターにご相談ください。

消費生活  
相談窓口  
のご案内

消費生活総合センター

☎ 042-776-2511

中央区相模原 1-1-3 シティ・プラザさがみはら内 (JR相模原駅 セレオ相模原4階)

相談日時：毎日 (年末年始を除く) 午前9時～午後4時

※第2・第4金曜日は午後6時まで  
※土・日・祝日は正午～午後1時はつながりません

発行 ● 相模原市消費生活総合センター 電話 ● 042-776-2598 FAX ● 042-776-2814